

V 参考資料

5.1 センター規則

富山大学生命科学先端研究センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学学則第12条第2項の規定に基づき、富山大学生命科学先端研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、動物実験、分子・構造解析、遺伝子実験及びアイソトープ実験に係る施設を適切に管理し、動物資源開発、分子・構造解析、ゲノム機能解析及び放射線生物解析に関する技術の利用を推進するとともに、地域や産業との連携を通じて、先端的な生命科学の研究及び教育の発展に資することを目的とする。

(分野及び共同利用施設)

第3条 センターに、次に掲げる分野及び共同利用施設を置く。

- (1) 動物資源開発分野 動物実験施設
- (2) 生体分子構造解析分野 分子・構造解析施設、遺伝子実験施設
- (3) 放射線生物解析分野 アイソトープ実験施設

(職員)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 施設長
- (4) 専任の教員
- (5) その他必要な職員

(センター長)

第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長を補佐し、センターの各担当業務を整理する。

- 2 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 副センター長の選考については、本学大学院医学薬学研究部教授会又は和漢医薬学総合研究所教授会構成員の教授のうちから、第9条に定める運営委員会の議に基づき、学長が行う。

(施設長)

第7条 施設長は、センター長の指示により、第3条各号の施設の業務を処理する。

2 施設長は、センターの准教授をもって充てる。

(専任の教員)

第8条 専任の教員は、センターの業務に従事する。

2 専任の教員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第9条 センターに、センターの管理運営に関する重要な事項を審議するため、富山大学生命科学先端研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(施行細則)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則施行後、最初に選考される副センター長の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

3 富山大学生命科学先端研究センター分野長選考規則は、廃止する。

5.2 運営委員会規則

富山大学生命科学先端研究センター運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山大学生命科学先端研究センター規則第9条第2項の規定に基づき、富山大学生命科学先端研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの諸規則の制定、改正及び廃止に関する事項
- (2) センター長、副センター長及び専任の教員の推薦に関する事項
- (3) センターの予算に関する事項
- (4) その他センターの運営に関する重要事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 施設長
- (4) 大学院医学薬学研究部教授会医学系教授部会から選出された教員 3人
- (5) 大学院医学薬学研究部教授会薬学系教授部会から選出された教員 2人
- (6) 和漢医薬学総合研究所教授会から選出された教員 1人

(任期)

第4条 前条第4号から第6号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、センター長をもって充てる。
- 3 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員の互選により選出する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員長は、3分の1以上の委員から開催の要請があったときは、運営委員会を招集しなければならない。

(専門委員会)

第7条 運営委員会に、専門事項を検討するため、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員以外の出席)

第8条 運営委員会は、必要に応じ関係職員の出席を求め、報告又は意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 運営委員会の事務は、研究振興部研究振興グループにおいて処理する。

附 則

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

2 この規則の施行日前に、国立大学法人富山医科薬科大学生命科学先端研究センター運営委員会規程第3条第4号から第6号までに規定する委員であった者は、この規則第3条第4号から第6号までに規定する委員とみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

1 この規則は、平成18年4月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

2 この規則の適用日前に、医学部・大学院医学系研究科教授会及び薬学部教授会から選出された委員であった者は、この規則第3条第4号及び第5号に規定する委員とみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

5.3 利用規則

富山大学生命科学先端研究センター利用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山大学生命科学先端研究センター規則第10条の規定に基づき、富山大学生命科学先端研究センター（以下「センター」という。）の利用に際し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の原則)

第2条 センターの利用は、研究及び教育並びにその他国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）の運営上必要と認めるものに限るものとする。

(利用の資格)

第3条 センターを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の職員
 - (2) 本学の学生及び研究生等
 - (3) その他、生命科学先端研究センター長（以下「センター長」という。）が適当と認めた者
- 2 利用者で動物実験を行う場合は、国立大学法人富山大学動物実験取扱規則に基づき、所定の手続きを経なければならない。
- 3 利用者で遺伝子組換え生物等使用実験を行う場合は、国立大学法人富山大学遺伝子組換え生物等使用実験安全管理規則に基づき、所定の手続きを経なければならない。
- 4 利用者で放射性同位元素を使用する場合は、富山大学生命科学先端研究センター放射線障害予防規程に基づき、所定の手続きを経なければならない。

(利用の申請及び承認)

- 第4条** 利用者は、別に定めるところにより、センター長に利用の申請をしなければならない。
- 2 センター長は、前項の申請が適当であると認めたとき、当該施設の施設長の同意の下にこれを承認するものとする。
- 3 センター長は、前項の承認に当たり、別に定める利用講習会の受講を義務づけることとする。

(変更の届出)

第5条 前条第2項の規定により利用の承認を受けた者は、申請した事項に変更が生じたときは、遅滞なくセンター長に届け出て、変更の承認を得なければならない。

(利用の停止)

- 第6条** センター長は、利用者が次の各号の一に該当する場合は、センターの利用承認の取り消し、又は一定期間の利用を停止することができるものとする。
- (1) この規則に著しく違反したとき。
 - (2) 利用内容が第4条の申請と異なるとき。
 - (3) センターの運営に著しい支障を生じさせたとき。

(損害賠償)

第7条 利用者は、故意又は重大な過失により設備等を損傷させたとき、その損害に相当する費用を賠償しなければならない。

(経費)

第8条 センターの利用に係る経費の負担については、別に定める。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、富山大学生命科学先端研究センター運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

5.4 利用研究員取扱規則

富山大学生命科学先端研究センター利用研究員取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山大学生命科学先端研究センター規則第10条の規定に基づき、富山大学生命科学先端研究センター（以下「センター」という。）の施設及び設備を、地域の産業育成・理科教育及び産業育成教育に貢献することを目的に、広く地域社会の企業・教員等に開放するため、センター利用研究員の取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で「センター利用研究員」とは、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）以外の場所において本務を有し、センター長の監督のもとにセンターの施設及び設備を利用し、その成果を本人等の研究等に供する者をいう。

(資格)

第3条 センター利用研究員となることができる者は、学士の学位を有する者又はこれに準ずる者でなければならない。

(申請)

第4条 センター利用研究員は、センター長の承諾のもと、別紙様式により学長に申請するものとする。

(承認)

第5条 学長は、前条の申請があった場合、富山大学生命科学先端研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議に基づき、承認する。

(利用の条件)

第6条 前条で承認されたセンター利用研究員は、次の事項を利用の条件とする。

- (1) センター利用研究員がセンターの施設及び設備を利用する場合、本学の諸規則を遵守すること。
- (2) センター利用研究員が本学において附属図書館又は他の学内共同利用施設を利用する場合、あらかじめ附属図書館長又は他の学内共同利用施設の長の許可を受けるものとする。
- (3) センター利用研究員が故意又は重大な過失により施設又は設備等を損傷した場合、本人又は本務先が、その損害に相当する費用を弁償するものとする。
- (4) センター利用研究員が本学構内において受けた傷害又は損害に対しては、本学は一切その責を負わないものとする。

(利用料金)

第7条 利用料金は、センター利用基本料と利用者負担額とし、別表のとおりとする。

- 2 利用料金のうちセンター利用基本料は原則として前納とする。
- 3 センター利用により生じた利用者負担額については、後納とする。

(承認期間)

第8条 承認期間は、1年以内で、4月1日から翌年3月31日までの期間を超えないものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センター利用研究員に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に、国立大学法人富山医科薬科大学生命科学先端研究センター利用研究員取扱規程に基づき承認されたセンター利用研究員については、この規則第5条に基づき承認されたものとみなす。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年6月24日から施行する。

別表（第7条関係）

事 項	利 用 料 金	備 考
センター利用基本料	65,000円/人	申請期間に関わらず1回/年度の支払い。
利用者負担額（使用料金）	センターが定めた使用料金に基づいて算出した料金	利用後、利用料金の請求による。

平成 年 月 日

センター利用研究員申請書

国立大学法人富山大学長 殿

申請者
 所属会社等名
 所在地
 代表者等氏名 ㊟

富山大学生命科学先端研究センター利用研究員取扱規則第4条の規定により申請します。
 なお、申請者は、富山大学生命科学先端研究センター利用研究員取扱規則を遵守します。

ふりがな 氏名		男・女	写 真
生年月日（年齢）	年 月 日	（ 歳）	
現住所			
勤務先における所属 部局・職名及び連絡先	＜連絡先＞		
勤務先における 職務内容			
最終学歴・卒業年月			
学 位 等			
利 用 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで		
利 用 目 的			
利 用 施 設			
利 用 設 備	-----		

私は、別紙「富山大学生命科学先端研究センター利用研究員取扱規則第6条（利用の条件）」 を遵守します。 ㊟			

上記の者のセンター利用研究員の申請を承諾します。 富山大学生命科学先端研究センター長 ㊟

※申請者が個人の場合等不要な字句は、二線で抹消してください。

あとがき

富山大学生命科学先端研究センター年報第2号をお届けします。

冒頭で西条センター長が書かれているように、本学の「学術研究用設備整備マスタープラン」により、平成19年度は動物実験施設に「小動物用光イメージング装置」が設置され、平成20年度は遺伝子実験施設に「細胞機能イメージングシステム」が、分子・構造解析施設には長年の懸案事項である「透過電子顕微鏡」が設置される予定です。平成21年度には「動物用インビボ分子形態機能解析システム」の設置を予定しており、これによりインビトロからインビボまでの分子イメージングシステムの整備が完了します。また、本学の「キャンパスマスタープラン2007」では、「動物実験施設およびアイソトープ実験施設」の老朽化・機能劣化が著しいことから、安全性の観点より「老朽再生整備」として配慮する必要があると評価されており、これにより平成21年度以降に給排気設備等の改修工事が予定されています。

このように、大学執行部のご協力ご支援により、本センターのインフラ整備は着々と進行しており、本学で実施・展開されている最先端科学や我が国社会の高度化に資する研究の進展、次世代の生命科学の発展を担う国際的・独創的な人材育成の推進の加速化が期待できます。

このため、本センターの施設・設備が高水準の支援機能を維持するため、今後とも皆様のご指導ご支援をお願いいたします。

(H・H)

富山大学生命科学先端研究センター年報 第2号

2008年10月1日 発行

編集・発行 富山大学生命科学先端研究センター

〒930-0194 富山県富山市杉谷2630番地

TEL 076-434-7191

FAX 076-434-5004

URL <http://www.lsrc.u-toyama.ac.jp/index-j.html>

E-mail lsrc@cts.u-toyama.ac.jp
